

病院勤務の医師定員

◇専門病院の場合◇ 病院に於ける医師の定員については、医療法施行規則第十九條第一号に最底三名と規定してあるが、外科専門等の病院に於て歯科を併置してある際は、医師二名、歯科医師一名にて定員三名と見なして宜しいか。

右福島縣知事の照会に対し、厚生省医務局長の回答は次の通りである。

外科のみについて医師最底三人が必要であり、更に歯科については歯科の外来患者数を二・五で割つた数と歯科の入院患者数との和が十六まで一人、それ以上はこの数が十六又はその端数を増すごとに一人を加えた数の歯科医師が必要である。

◇医師員数の標準◇ 医療法施行規則第十九條の規定による従業者の員数について次のような照会が廣島縣衛生部長から厚生省によせられた。

規則第19條第1項医師員数の標準

について本縣においては歯科を除いては、病院全体としての入院患者と外来患者の数により算出すべきと思考するが、第3項看護婦の員数については診療科別に外来患者云々とあり、之との關係並に第1項において比率の異なる点において診療科別に算出すべきであるとの疑義もあり（後略）。

右に対し厚生省東医務局長は左の回答を與えた。

（前略）例を内科、眼科及び歯科の三科を有する病院にとれば、医師数の算出に当つては、眼科の外来患者を5をもつて除した数と、内科の外来患者を25をもつて除した数との和に、眼科及び内科の入院患者数を加えた数が52まで3人とし、それ以上は右の数が16又はその端数を増すごとに1人を加えるべきである。

なほ、歯科医師は右と別個に算出されるべきものである。

看護婦員数は、入院患者については全体として、又外来患者について

は各診療科別に算出し、両者を合計すべきである。

◇醫師の宿直と看護婦◇ 医師法第十六條には病院に医師を宿直させねばならないと規定されているが、看護婦を宿直させる規定がないのはその必要を認めないのか又は医療法施行規則第十九條の入院患者4人毎に1人の看護婦をおかなければならない規定が常時看護婦を（即ち宿直ではなく勤務態勢におく）をおくことを要求している規定であると解釈されるため宿直の必要を認めないためか。（福岡縣知事照会）

醫業を行う病院に医師を宿直させることは法律上の義務として要求されるが、看護婦の宿直義務は法律上直接には要求されていない。併しながら看護婦を宿直させなかつたために、医療上重大な支障を生じた等の場合には、医療法第十五條の規定に違反するものとして管理者に対して必要な措置を講ずることができる。（厚生省医務局長回答）